

源泉所得税指導会開催のお知らせ

【源泉所得税とは？】

★ 給料や報酬などの支払いをする人が、給料などを支払う際、その給料に応じて定められている所得税の額を計算し、その所得税額を天引き徴収して国に納めることを源泉徴収といいます。

★ 「源泉所得税の納期の特例」を申請されている方の令和2年1月～令和2年6月までの源泉徴収をした所得税は7月10日(金)までに納付することとなっております。

但し、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を納付書の「摘要」欄に付記することにより期限の延長が可能になります。

◎ 専従者給与の分も忘れないようにしてください。

◎ 税額が0でも0報告をしなければなりません。

■ 日程表

| 開催日時 | 会場 | | |
|---|-----------------|-----------------------|----------|
| | 会場名 | 所在地 | 電話 |
| 令和2年 7月 6日(月) 7月 7日(火) 7月 9日(木) | 事務局 (会議室) | 厚木市栄町1-2-2 県央産業会館内 | 223-2545 |
| 令和2年 7月 7日(火) 7月 8日(水) 7月 10日(金) | 愛川支所 (2階会議室) | 愛川町角田104-4 愛川商工会館内 | 286-3443 |
| ご持参いただくもの ・源泉徴収簿(本年分,前年分) ・納付書(R元年控、R2年分※)※余分の用意がありませんので必ずご持参ください。 ・給与所得者の扶養控除等申告書 ・帳簿等 | | | |

☆ 受付時間は9:30～11:30、13:00～15:00です。(12:00～13:00は休憩)

☆ 開催時間内のご都合のよい時間にお越しください。上記の指導会以外にはご指導できないことがありますので、上記の日程をご利用ください。

☆ 駐車場が狭いため、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

☆ 必ずマスク着用の上、お越しください。

☆ 3密を避けるため、お一人様でお越しください。



● お問い合わせは



一般社団法人厚木青色申告会

事務局 厚木市栄町1-2-2(県央産業会館内)
愛川支所 愛川町角田104-4(愛甲商工会館内)

TEL 223-2545

TEL 286-3443